

離島等供給特例承認申請書

令和4年12月7日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島等供給特例承認申請書

経料発 4 第 28 号
令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」）といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」）といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針

日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕22（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ，離島約款〔低圧用〕21（臨時電灯）（1）ハ，離島約款〔低圧用〕25（臨時電力）（3）イ，離島約款〔低圧用〕28（深夜電力）（1）ホもしくは離島約款〔低圧用〕附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（3）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（1）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（2）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（3）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（4）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）ホ，離島約款〔低圧用〕18（季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕19（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕20（曜日別電灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕20（曜日別電灯）（3）ニ，離島約款〔低圧用〕21（臨時電灯）（2）ハ，離島約款〔低圧用〕21（臨時電灯）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕22（公衆街路灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕23（低圧高負荷契約）（5），離島約款〔低圧用〕24（低圧電力）（5），離島約款〔低圧用〕25（臨時電力）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕26（農事用電力）（3），離島約款〔低圧用〕27（農業用低圧季節別時間帯別電力）（4），離島約款〔低圧用〕28（深夜電力）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）（4），離島約款〔低圧用〕附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）（4），離島約款〔高圧用〕15（業務用季節別時間帯別電力）（5），離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（2）ホ，離島約款〔高圧用〕17（業務用電力）（5），離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）

(2)ホ、離島約款〔高圧用〕19（臨時電力）（3）、離島約款〔高圧用〕20（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（1）ハ、離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕22（予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕22（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧用〕21（臨時電灯）（1）ハ、離島約款〔低圧用〕25（臨時電力）（3）イ、離島約款〔低圧用〕28（深夜電力）（1）ホもしくは離島約款〔低圧用〕附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（3）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（1）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（2）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（3）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（4）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）ホ、離島約款〔低圧用〕18（季節別時間帯別電灯）（5）、離島約款〔低圧用〕19（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）（5）、離島約款〔低圧用〕20（曜日別電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕20（曜日別電灯）（3）ニ、離島約款〔低圧用〕21（臨時電灯）（2）ハ、離島約款〔低圧用〕21（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕22（公衆街路灯）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕23（低圧高負荷契約）（5）、離島約款〔低圧用〕24（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧用〕25（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔低圧用〕27（農業用低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕28（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）（4）、離島約款〔低圧用〕附則5（第2深夜電力のお客さまについて

の特別措置) (4), 離島約款 [高圧用] 15 (業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 17 (業務用電力) (5), 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 19 (臨時電力) (3), 離島約款 [高圧用] 20 (農事用電力) (3), 離島約款 [高圧用] 21 (自家発補給電力) (1)ハ, 離島約款 [高圧用] 21 (自家発補給電力) (2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 22 (予備電力) (3)の電力量料金は, 離島約款 [低圧用] および離島約款 [高圧用] に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (イ), (ロ) または (ハ) により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (ニ) により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといえます。

5 そ の 他

その他の事項については, 離島約款 [低圧用] および離島約款 [高圧用] に定めるところによるものといえます。

別表（燃料費調整）

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、66,300 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合

平均燃料価格は、66,300 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る
場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(v) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から令和5年 2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から令和5年 3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から令和5年 4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から令和5年 5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から令和5年 6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から令和5年 7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から令和5年 8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から令和5年 9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年 10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契

約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間,または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は, a という検針日は, 応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で, 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは, d の場合を除き, 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, a に準ずるものといたします。この場合, a という検針日は, 計量日といたします。

d 高圧で電気の供給を受ける場合で, 検針日が毎月初日のお客さまについては, 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, a に準ずるものといたします。この場合, a という各月の検針日は, その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上

となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月に
つき次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の 検針日から令和 5 年 9 月の検針 日の前日までの 期間	令和 5 年 9 月の 検針日から令和 5 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 臨 時 電 灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）
によって、1 日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和 5年9月の検針 日の前日までの 期間	令和5年9月の 検針日から令和 5年10月の検針 日の前日までの 期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペア までの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアン ペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検 針日から令和5年 9月の検針日の前 日までの期間	令和5年9月の検 針日から令和5年 10月の検針日の前 日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

(d) 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといた
します。

	令和5年1月の検 針日から令和5年 9月の検針日の前 日までの期間	令和5年9月の検 針日から令和5年 10月の検針日の前 日までの期間
1 契約につき	700円00銭	350円00銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間	令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または離島約款〔低圧用〕附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	90銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円80銭3厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3円60銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	5円40銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	9円01銭5厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	9円01銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円69銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5円38銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円38銭6厘

ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭5厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭5厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円45銭3厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円45銭3厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円52銭7厘
-----------------	---------

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	23円21銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	23銭2厘
	高圧で供給を受ける場合	22銭4厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和 5 年 2 月分～ 9 月分	令和 5 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対 象	範囲	単位	みなし kWh (※ 1)	令和 5 年 2 月分 ～ 9 月分 (※ 2)	令和 5 年 10 月分 (※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆 街路灯 A	電 灯	10W まで	1 灯	3.884kWh	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		20W まで	1 灯	7.768kWh	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		40W まで	1 灯	15.536kWh	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		60W まで	1 灯	23.304kWh	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		100W まで	1 灯	38.840kWh	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W 超過 100W までごとに	1 灯	38.840kWh	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小 型 機 器	50VA までの機器	1 機器	11.601kWh	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		100VA までの機器	1 機器	23.202kWh	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 100VA までごとに	1 機器	23.202kWh	162 円 41 銭	81 円 21 銭

臨時電灯 A	50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313kWh	2 円 19 銭	1 円 10 銭
	100VA まで 1 日につき	1 契約	0.626kWh	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1 日につき	1 契約	0.626kWh	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	1 契約	6.260kWh	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA までごとに 1 日につき	1 契約	6.260kWh	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 kW	6.579kWh	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	0.5kW の場合 1 日につき (※3)	1 契約	—	23 円 03 銭	11 円 52 銭
深夜電力 A		1 契約	100.000kWh	700 円 00 銭	350 円 00 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。